

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成23年6月17日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

6月17日

| | |
|--|----|
| 会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 | 1 |
| 開会の宣告 | 2 |
| 市長あいさつ | |
| 委員会記録署名委員の指名 | 2 |
| 議案第30号所管分の審査 | 2 |
| 質疑（野口博委員、三宅秀明委員、川端福江委員、上村高義委員） | |
| 議案第36号の審査 | 14 |
| 質疑（野口博委員、三宅秀明委員、川端福江委員） | |
| 採決 | 18 |
| 閉会の宣告 | 18 |

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成23年6月17日（金）午前 9時59分 開会
午前11時26分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

| | | |
|----------|-----------|---------|
| 委員長 三好義治 | 副委員長 村上英明 | 委員 川端福江 |
| 委員 三宅秀明 | 委員 上村高義 | 委員 野口 博 |

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

| | |
|----------------------------|------------------------|
| 市長 森山一正 | 副市長 小野吉孝 |
| 市長公室長兼会計管理者 乾 富治 | 同室次長 山本和憲 |
| 秘書課長 池上 彰 | 政策推進課長 山口 猛 |
| 総務部長 有山 泉 | 同部次長兼財政課長 北野 人士 |
| 同部参事 山口 繁 | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 日垣 智之 |
| 防災管財課長 西川 聡 | 市民税課長 川崎 敏康 |
| 総務課長代理兼選挙管理委員会事務局長代理 松方 和彦 | |

1. 出席した議会事務局職員

| | |
|-----------|-------------|
| 事務局長 寺本敏彦 | 同局総括参与 野杵雄三 |
|-----------|-------------|

1. 審査案件（審査順）

議案第30号 平成23年度摂津市一般会計補正予算（第1号）所管分
議案第36号 摂津市暴力団排除条例制定の件

(午前9時59分 開会)

○三好義治委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。本日は何かとお忙しいところ、総務常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。またご苦労さまでございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件について、ご審査をいただくこととなりますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

一たん退席をさせていただきます。

○三好義治委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、さきに議案第30号所管分の審査を行い、次に議案第36号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第30号所管分の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 幾つかお尋ねをします。

まず1つは、たばこ税の問題です。今回、大阪府に9億6,690万5,000円を返還をするという数字が出てるわ

けでありますけども、平成18年度からたばこ税の、いわゆる企業誘致ということで、約10億円を超える金額が摂津市の歳入ということで対応されてきました。

1つは今回のこの返還する金額の積算根拠を改めてきちっとお答えいただきたいのが1つ。

2つ目は、摂津市も含めてこの間、田尻町だとか滋賀県の幾つかの自治体も、該当する企業が進出をするという形で、たばこ税が歳入としてされてましたけれども、国の動きの中で、そうした自治体がどういう絡みになっているのか動きについて。

3つ目は、5年間続いたわけでありまして、数字的には50億円を超える金額が一般財源として入ったわけで、財政的効果はわかるんですけども、平成17年度の財政困難な年度を乗り越えて今日に至り、そして国の地方財政計画のさまざまな動きの中で、今後、財政面は厳しくなろうという中で、そういうことも想定しながら、その活用についても一定考慮もされてきたと思いますけども、そんな中で第4次行革ということで、さまざまな市民生活関連施策の切り捨て方向も出ておりますけども。そうした問題を絡めて、この5年間の評価についてどういうふうに見ているのかと、以上3点です。たばこ税問題ではお願いしたいと思います。

2つ目には、予算の使い方と予算編成の方針と、今回の補正との関係であります。

自然に考えて、当初いろいろ予想されて公にされた分、たばこ税の返還金だとか、災害対策だとか、市交際費などは、年度初めになかったとしても、あったとしても一定理解する範疇に入りますけれども、これは本会議で問題にされた文化

ホールの問題だとか、土地購入の問題とか、公有地関係の予算も今回出ておりますけども、こうした年度途中の予算の増額補正の考え方について、どういう財政的な規律があるのかという視点でお答えをいただければと思います。

3つ目は、公有地有効活用検討業務委託料330万円、境界確定業務委託料250万円が計上されています。直接的に今回、公有地4か所分の売却を行うということも、当初で歳入として組まれており、1年間出発してはおりますけども。この公有地全体の状況、取り組みについても、一度明らかにしていただきたいというふうに思います。この予算の補足説明といえますか、どういうことをやろうとしているのかと。

4つ目は、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成委託料が460万円計上されて作業を進めていくことになるんですけども。まず前段として、このさまざまな災害が発生した場合に対応するために、いろんな場面、場面でのマニュアルが当然作成されて、実際起こった場合にそのことを基本にして、避難だとかを含めて動きが始まっていきますけども、3月11日の大震災を受けて、今回の一般質問は多分たくさんあるかと思っておりますけども、摂津市の災害対策全体の課題と、その中でのマニュアルということの位置づけについて、最初お尋ねをしておきたいと思っております。

もう一つは、この間、地域を回ってまして、自治会の会議では震災を受けて、もしああいう震災が自分たちのこの場所に起きた場合に、どういうふうに避難するのかと、どういう指揮命令系統で動いていくのかと。弱者難民、おじいちゃん、おばあちゃんを含めてどういうふうにするのか。近くに例えば千里丘地域であれ

ば摂津高校だとか身近にある私の建物を含めて、どういうふうに避難するのかということが、具体的に話題になっているということでもあります。そういう部分と今回の避難マニュアル、いろんなマニュアルがあると思っておりますけども、そういう話題になっている分と今回の関連性は、どういうふうに接近していくのかということ。以上2点ですが、お願いしたいと思っております。

最後に、水道事業会計の繰出金500万円が計上されています、この内訳についてあわせてお尋ねします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

川崎課長。

○川崎市民税課長 それでは、市たばこ税の今回の大阪府への交付金の件について、ご答弁させていただきます。

たばこ税に関する件のまず第1点目、今回の交付金の積算方法ということでございますけれども、今回上げさせていただきましたのは平成22年度の市たばこ税として25億2,271万5,305円を決算額ということで確定いたしましたので、地方税法第485条の13第1項で、課税定額を超える額を当該市町村を包括する都道府県に対して、当該年度の翌年度に交付するものとするとの規定に基づき、今年度、今回の補正で大阪府に交付するものでございます。この課税定額の金額につきましては、15億5,581万円で、前々年度の全国のたばこ税額の合計額に、当該市町村のたばこ消費基礎人口、それから課税定額の定数2、それから税率改正に伴う調整率をそれぞれ乗じ、全国のたばこ消費基礎人口で除して算出したものでございます。

それから、たばこ税に関する2点目でございますけれども、国の動き等ということでございますけれども、これも平成

16年度の税制改正におきまして、地方たばこ税は、本来は小売店所在市町村で売り渡し本数に応じて課税するものですが、20歳以上の成人人口一人当たりの市町村たばこ税収が、全国平均の3倍を超えた市町村は、その超えた部分を翌年度都道府県に交付するという、市町村たばこ税都道府県交付金制度が平成16年度の税制改正によって創設されました。その後、平成22年の税制改正におきまして、従来のこの課税定額のもとになります3倍という数字が、これが2倍に変更になりました。それからまたこういった納付に対する一種の見返りと申しますか、そういった形での補助等についても、地方税法の中で禁止ということになりました。そういった国の動きがあったということで承知はしております。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 それでは、私のほうから2点お答えしたいと思えます。

まず第1点目は、たばこ税の増収分、5年間の評価ということでございますが、現在決算、平成22年度調整中でございますが、平成21年度、主要基金の残高が50億6,000万円ございました。平成22年度は現在調整をいたしておりますが、大体見込みで60億8,000万円程度になろうかと。もちろんたばこ税の返還分9億7,000万円がございしますので、約51億円程度と。50億円を温存できたのかなと。今ご質問でもございましたが、平成17年度から5年で、一般財源ベースで10億円、この50億円が基金の残高の温存という形で、市財政に貢献できておるのではないかとこのように評価いたしております。

続きまして予算編成の関係で、補正予算の考え方ということでございますが、私ども、当初予算編成方針では、見込み

得る歳入歳出、これを全部当初予算にももちろん盛り込むという方針で予算編成いたしております。しかしながら、年度途中の緊急性のある事案、あるいは震災関連ですね、こういうことでございますとか、先ほど指摘がありました土地の購入の話、これも契約の相手方がございしますので、緊急性の度合いというのが高いというふうに考えられます。それとともに我々が考えますのは、いかに補正の財源を手当てしていくか。土地の件につきましては市債を充てておりますので、市債の同意のめどがつくであろうということで、今回補正に計上させていただいたものでございます。以上、そのような考え方をもって補正予算を編成したところでございます。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 まず公有地有効活用検討業務委託料330万円を、今回補正で計上させていただいております。これは平成24年度3月末日をもちまして、市営鳥飼野々団地及び市営鯨生野第1、第2団地が、仮称でございしますが市営三島住宅団地へ移転します。それに伴いまして平成24年度に団地跡地の公売を考えております。それに向けまして、今回公有地有効活用検討業務委託を計上させていただいた次第でございします。

委託の内容でございしますが、前提条件とか基礎情報の整理とか、あと検討対象用地の立地条件の整理とか、住民ニーズの把握とか有効活用方針の検討、それに施設計画及び事業計画等の検討。それと総合的な評価と今後の課題、整理についてもまとめていきたいと思っております。

続きまして、境界確定業務委託料250万円計上させていただいておりますが、これも先ほど話させてもらいました住宅の部分ですね、まだいまだに境界確定が

できておりませんので、公売に向けて境界確定をしていきたいなと思って計上させていただきました。それと、今年度平成23年度に4か所の土地を売却予定しております。これは前回の議会等、委員会等でも、さらに了解をいただいたと思っておりますけれども、今の進捗状況でございますが、今その仕様書等も作成しておりますので、今後、鑑定等もいただいて、早急に4か所公売したいと思っております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 野口委員ご質問の避難勧告マニュアル作成委託料460万円について、ご説明させていただきます。

ご質問の内容の中で、3月11日に発生しました東日本大震災についての行政の今の全体の課題と位置づけ、それから弱者救済のためのそのような活用方法についてご質問がございましたので、まず東日本大震災についてのお話をさせていただきますと、今回の東日本大震災におきましては大規模な津波が発生いたしまして、多数の被害が出ております。現在、摂津市で作成しております摂津市の地域防災計画の中には、これは上位には大阪府の防災計画がございますが、そちらのほうには津波被害について摂津市には及ばないという想定になっております。この被害についてですが、今、現地のほうで学識経験者等で調査されている調査をもとに、この上位計画であります大阪府のほうで、防災計画の見直しも現在検討されておりますので、その計画を受けて、津波被害については摂津市の防災計画の見直しもしていかなければならないと思っております。

それから、要援護者の問題につきまして、防災計画の中では保健福祉部を中心に要援護者の対策をするというふうになっ

ておりますが、実際にはいろいろな課がそれぞれの情報を持っているという状況でございますので、今後、検討を進めていきたいと思っております。

現在、この補正の中で計上させていただいております避難勧告マニュアル、判断マニュアルなどの伝達マニュアルの作成委託につきまして、内容としましては、大阪府版避難勧告判断マニュアルや伝達マニュアル作成のガイドラインに基づきまして、水害の際、安全で迅速かつ適切なタイミングで避難できるよう、避難勧告等の判断基準や避難対象区域、避難所、避難経路、情報伝達手段の検討をマニュアル化し作成することが、今回の委託の内容となっております。避難経路や避難対象区域、それから情報伝達の手段について、今回の委託の中で詳細に検討していきますので、これにつきましては地震の対策にも実際に使っていくマニュアルになると思います。そういう形で今回計上させていただいております。

それから、次に水道への繰出金の内訳についてでございますが、水道事業会計の繰出金としましては、水道職員の被災地の派遣に係る費用、旅費、時間外手当、それから消耗品費を計上していますのと同時に、被災地から摂津市へ避難されている世帯への支援としまして、水道使用料を減免するものでございます。それが内訳になっております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 最初に予算の使い方問題を若干議論したいと思うんですが。少し当初予算の該当するところをちょっと見て、それも参考に今おっしゃったそういう考え方がどうなのかということについて、議論したいと思っております。

平成17年度の大変しんどい財政状況を乗り越えて今日に至っておりますけれ

ども、私どもがいろんな形で財政を使う場合に、市民の暮らしを第一に予算を活用すべきだと。それプラス財政の健全化、財政規律を含めて努力すべきだという立場で、この間、申し上げてきましたけれども。各部課で言いますと、例えば食糧費だとか、いろんな苦勞されて経費の削減に努力をしていただいている状況もお聞きしてはありますが、毎年10月か11月に来年度の予算編成について説明会から動いていこうと思っておりますけれども、毎年、年度途中の補正予算についてはということで、いろいろ論議もし精査もし、毎年取り組んできてはありますが、当初予算に説明がなかった分について数千万円単位で補正が組まれるということについて、余りにも財政的な規律ということから照らした場合、どうなのかなと思ってまして、今回もお尋ねしているわけです。

先般、本会議場で文化ホール問題が論議されました。あれも必要であるならば、それで今、国の10分の10がつく努力もしているということがあるならば、必要度からすれば、そういう前提として予算を計上しておいて、結果、補助がつかなかったから一般財源にしますよという、これは自然に考えた予算の計上の仕方だと思いますけれども。そうじゃなくてぼつと、内部では検討しとったかもわからないけれども、予算上はそういう論理じゃなくて、計上してなかったという。こういうやり方で今回補正で上がっておりますし、土地の購入問題でも、経過上は地主さん、土地の絡む話があって仕方がないにしても、約束をとれば来年度で予算組みはできるわけで、その緊急度という判断の仕方が、毎年予算編成方針をつくってやっている、そういう厳密さと比べてどうなのかというふうに思いますので、再度財政規律の問題について、お答えを

いただければと思います。

それと、たばこ税の5年間いただいた分の評価の中で、基金と比較して答弁されたわけでありまして、確かにそういう面はあるでしょう。直接的にたばこ税が五十何億円入ったことで、基金の温存は一応できたけれども、例えば意思的にその中に1億円、財調に積み増ししておりますけれども、市民の暮らしに回すために云々するとか、必要な長期修繕計画に回すとか、いろんな項目を設定して、意思的に一部を後年度の予算に使うという、そういう考えがあるかと思っておりますけれども。そういうものが5年間の経過を見ますと、意思的な取り組みというのがなかなか見れないという感じがしまして、ただ単に基金がこうなりましたということでの評価でいいのかなという気はしています。

今回、奨学金の廃止条例が出てます、別の委員会の所管でありますけれども。この前の説明では府立高校の授業料が廃止されたあとの実績として、昨年度104人が利用されて、予算額が1,497万円計上されましたという説明がありました。廃止されても利用する側は必要だということで申請をされているわけでありまして。そういう必要度からすれば、当然単純に廃止ということではなくて、いろんな判断の仕方があろうかと思っておりますけれども、そういう市民の暮らしの関係で、行革で決めたからどんどん予算を少なくするために削っていくんだという、こういう動きも一方であるわけですね。一方では、先ほど申し上げた財政の補正の組み方もあるわけで。そのもろもろを考えますと、やっぱりそういう意味では、財政の一番の課題である市民の暮らし、生活をどう守っていくかということを中心に考えた財政運営の上で、たばこ税問

題がどうだったのかという総括も、ぜひやっていただきたいと思いますが、なかなか答弁はしんどいかもわかりませんが、お答えを求めておきます。

たばこ税問題は根拠はわかりますけども、国の動きだけでなく、平成22年度の税制改正後、これまで受けていた自治体の動きをつかんでおられれば、ちょっと教えていただきたいという主旨の質問であります。

マニュアルの問題です。一応ご答弁はいただいたわけでありまして、洪水を焦点にした避難勧告の判断と伝達していくためのマニュアル作成ということでありました。近辺で茨木のほうでつくっておられて、ちょっといただいて、ぱらっと見てみたけども。例えば洪水の状態になったと。ある地域はこういう状況で、今避難するんだという判断も前提にありますけども。そうした場合に、避難する場合のグループの規模があると思います。大きな規模である場合もあれば、小さい規模もあると思いますけども。規模を設定して、規模に応じて、そのグループの中の長に、こういう状態で避難勧告をしますと伝達する場合は、その責任者を指定することも入ってきますし。責任者は避難の連絡を受けた場合に、どこにその方は、どういう伝達をしていくのかと、行政も含めて、どこに避難していくのかというのがありますが、わかりやすく言った場合に、そういうものをつくろうとしているのかと。茨木市の例では、市全体で区域をグループ分けをまずして、1つは1ページ目に沢良宜西だとか摂津市の境目です、天王、蔵垣内でA1街区というのをつくっています。そこで現在の避難場所はここですよと。留意点として大正川とか、そういうところで浸水した場合に、そこで避難勧告等々動いてい

くという、そういう設定をされて。同時に先ほど申し上げた雨の雨量情報等の伝達先一覧とありますけども、先ほど申し上げた行政側のほうから伝達するところも書いて流れていくわけでありまして、ちょっとイメージ的にわかりやすく避難勧告の判断と伝達マニュアルが、実際に住民側から見た場合にどうなるのかご説明をいただければと思います。

それとマニュアルという性格で見ますと、今回の洪水の場合のマニュアルと、茨木市は洪水と土砂災害両面でマニュアルをまずつくっています。同時にマニュアルという点では、職員防災マニュアル、緊急初動チームマニュアル、安否確認実施マニュアル、災害対策本部運営マニュアル、避難所運営マニュアルなど幾つかのこういうのを持っておりますけども、根本的な上位計画が見直しされて、それに基づく地域防災計画の抜本見直しという問題もありますけども、実際に対応するためのマニュアルという点では、茨木市の例も含めそうですけども、どういうイメージを持っておられるんですか。今回は洪水のときの避難勧告の判断であり、伝達マニュアルですけども、いろんなマニュアルがありますけども、どういうものをお考えなのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 野口委員のご質問2点ございます。まず、1点目の補正予算の考え方でございます。具体的に本会議で議論になった文化ホールについて言及なされました。文化ホールの改修に当たりましては、我々予算査定をさせていただく立場でございますが、原課のほうは維持補修計画を作成し、優先順位を決めて予算を要求いたします。今回、補正に上げさせていただいた外壁については、

我々の判断といたしましても優先順位が一番高い形のものというふうに理解しておりまして、現場も調査し、雨水が内部にしみ込むというところまで、我々は目で確認いたしておるところでございます。

先ほども申し上げたんですが、財政といたしまして、緊急度とともに財源を考えるということを申し上げたと思うんでございます。それで、今回、民主党政権になりまして事業仕分け等、宝くじ財団の広報のあり方について事業仕分けがあったところでございます。はでなテレビCM等が批判を浴びたというふうに理解しておるんですが、そのお金を市町村のほうに回して、一定その宝くじの広報をしようやないかというような制度ができるということ、我々耳にしておりまして、その制度自体が整えば、文化ホールの改修に対してその財源が何とか手当てできないだろうかということで、我々4月になりまして大阪府宝くじ社会貢献広報市町村補助金という部分に交付申請をいたしました。この補助金、一定1億円程度の枠があるみたいなんです、申請団体が13団体あったみたいでございまして。このうち3団体が対象となったということで、我々の文化ホール改修について、外壁だけじゃなしに優先度の高い内装でありますとか、そういうのも含めて申請をいたしたところなんです、残念ながらそういう形になったと。府には補助をつけていただければ補正対応をしてみたいということで、我々も申し上げているところでございますので、先ほどの観点から緊急度合いと財源手当てと、ということからこの補正に至ったということでご理解願いたいと思います。

続きまして、たばこ税、一般財源50億円の評価で市民の暮らし云々の話でございまして、経年で財政を簡単にざっと

見ますと、例えば人件費がピークであったときは平成9年度でございます。これが約83億円程度人件費がございました。このときの扶助費でございますが、28億6,500万円。それで平成21年度の決算を見てまいりますと、人件費が68億4,600万円。それに対しまして扶助費が61億1,900万円。この社会保障、いわゆる市民の暮らしや命を守る経費が年々累増しておるという時代でございます。我々第4次行革で、まずは内部からということで職員の削減、ということで人件費をずっと削減してまいったわけですが、このことが当然ながら扶助費の増に対応してきておると。それとともに新たな財源を求めて、市たばこ税の増収策を打ってまいったわけでございます。そういう行政側の努力によって、今まで市民の暮らし、命を守れてきたということで、我々は評価としています。

○三好義治委員長 有山部長。

○有山総務部長 たばこ税の他市の動きということで、現在、従前たばこ税が2倍を超えている市の動きなんです、大阪府内においては泉佐野市がその対象でございました。これの4月、5月のたばこ税の入金状況は、ほぼ昨年と同様ということなので、業者から報償金という制度はなくなりましたけども、そういう形での入金があるということでございます。

それから滋賀県のところでございますが、この部分につきましては私ども確認をいたしましたところ、既に報償金の制度等をなくしております。これはどこの市もそうなんです。したがって業者については入金がないというふうに担当者と連絡したところ、そういう話をしておりますので、滋賀に数市、町もありますが、入っておりません。大阪においては泉佐野市で、業者からの入金という

か、たばこ税は市たばこ税として続けて、引き続き入っているという状況でございます。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 避難勧告等の判断、伝達マニュアルの作成委託料の2回目の質問にお答えさせていただきます。

私どもが今回考えておるのは、従来の避難所の避難もあわせて、今回は屋内の避難や近隣の避難の導入も検討していきたいと考えております。それと、委員は先ほど茨木市のことを例にとって質問されましたけれども、私どものほうは山がございませんので、土砂災害等はありませんので、大阪府の助言をいただきながら検討してまいりたいと思っております。それと、本業務の作成に当たりましては、庁内組織にも設置して今後考えてまいりたいと思っております。

それと、避難勧告の種類としましては4つございまして、避難準備情報、それとその次に一時避難情報、次に避難勧告、次に避難指示と、そういう4つ等がございまして、種類別で発生時の状況とか、市民に求める行動等を考えてまいりたいと思っております。市民に求める行動が一番大事かなと思っております。それと警戒すべき箇所を具体的に示したいと思っております。この地域はこういう警戒が必要。ですからこの地域に関しては、具体的に最寄りの避難所とか、地域地域で避難の図面等をつくりながら、その辺も考えてまいりたいと思っております。

それと避難勧告の発令の判断基準を決めてまいりたいと思っております。それと、避難を要する区域及び避難勧告等についても、総合的に大阪府が地域防災計画を平成25年度に完成する予定と聞いております。ですから、市のほうは総合的な地域防災計画は平成25年度、26

年度になろうかと思えますけれども、ただこの避難勧告は、やっぱり生命に伴うものでございますので、その辺もあわせて、今回見直す範囲は見直していきたいなと思っております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 予算の使い道の問題です。なかなか了解ということにはならないという、気分的に。先ほどちょっと申し上げたように、緊急度と財源問題をおっしゃったけども、逆に財政問題でいえば、つかなかったんだから、新年度予算上、数字も上げてないわけですから、次年度に送るということに一般的になろうと思うんです、はっきり言って。しかし、毎日あの場所を通ってますから、以前からずっと、真っ黒ですからね、外壁は。外壁の必要性はちゃんとわかってますけども。だから、必要性があるならば、当初予算でそれなりの予算を必要とするわけですから、行政側の言ってる位置づけはわかりますけども、それでいいんですかということ、ちょっと提案させてもらっているわけで、一度そういう当初予算時の予算の組み方と、補正時での変更する場合の手續問題も含めて、基本的には緊急度と財源問題とおっしゃる、多分そうかもわかりませんが、きちっとクリアされて物事を進めていくということをやりたいと思います。

それと、答弁の中でたばこ税関連で行政側の努力という言葉が使われたけども、市民の側も努力してやっていくことも、ぜひつけ加えて言うときますので、よろしく願いいたします。

避難勧告等の判断・伝達マニュアルの件でありますけど、大体イメージとしては理解しつつありますので、それで結構だと思うんですけども。要は今回の震災でも国のほうで復興基本法をつくって、

上位計画で物事を進めていくという動きが強いんでありますけども、やっぱり摂津市の場合であれば、実際の住民の方々が、洪水だとか地震が発生した場合にどう動けばいいのかという、日々生活する方々の立場に立って物事を進めていくという。それと、それを一緒につくっていくんだという。基本は基本でつくっていただいて、その上で最終、中身はそういう手続を経てまとめていただくということを、ぜひやっていただきたいということでお願いしておきます。

○三好義治委員長 3点とも意見、要望でよろしいでしょうか。

では、ほかにありませんか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、幾つか質問させていただきますので、よろしく願いします。

まず1点目ですけれども、10ページの歳出の、先ほどもお話が出ましたが境界確定業務委託料についてなんですけれども、今回は野々団地等の件でありましたけれども、境界確定に関しましてはさまざまに報道されてますけども、なかなか日本の制度として、全部がしっかりと整っているわけではないというふうに聞いてもおるんですけれども、現状、例えば市有物件における境界確定の状況は、どうなっておるのか確認したいと思いますので、よろしく願いします。

次に、また同じところになりますけれども、マニュアル作成についてなんですけれども、けさの新聞では、やはり津波が摂津市まで届く可能性があるというような関大の河田先生の報告もありましたので、またこれも1つマニュアル作成のときの材料になるのかなと思います。そういった新しい情報が入ってくると、作成の完成が先送りになってこようかと思

うんですけれども、現状このマニュアルはいつごろの完成が見込まれているのか、確認をしたいと思います。

最後になります、需用費の消耗品費が283万2,000円上がっておりますけれども、主に何に使われるのか、内容の確認をしたいと思います。

○三好義治委員長 山口参事。

○山口総務部参事 まず、境界確定業務の委託料の250万円でございますが、今回、市営鳥飼野々団地及び市営鯨生野第1、第2がございます。部分的には確定できているところがあるんですけど、やはりまだいまだに筆界確認等をいただけてないところもございます。そういうところもございまして、今回の2か所の部分で約半分ぐらいが境界確定が確定しておりませんので、その辺を今回させていただきたいと。ただ、境界確定のことですので、同意等も要りますので、工期的にはやはり6か月ぐらいかかるかなと思っております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 2番目のご質問の判断マニュアルの作成についてということで、先ほどお話がございました関西大学の先生の津波被害、津波の想定、被害の状況につきまして、私も昨日、夕刊のほうで確認させていただきました。この想定図というのは、我々も認識している図面ではなくて、先ほども説明しましたように大阪府のほうで、今、全体の大阪府の防災計画の見直しをされているということで、実際に津波想定をしたら、シミュレーションを組みまして、地形の情報を入れて、どこまで津波が発生するかというのを検証しなければならないということで、かなり時間を要するというものです。

今回出された想定図につきましても、

ちょっと大阪府のほうに確認をしたんですが、大阪府が知らない部分で策定された図面であるというのを確認いたしました。もともと出されている根拠というのが、我々にも中身が全然わかりませんので、その辺もまた大阪府のほうと協議を進めながら、進めていきたいと思っております。

それから、この判断マニュアルについて、いつごろ完成時期になるかということですが、これにつきましては洪水の判断マニュアルということで、これから委託をしまして、約半年近く委託期間としてとることになりますので、今年度中には完成させていきたいと思っております。

それから、災害対策費の中にあります消耗品費283万2,000円についての内容になりますが、これにつきましては、摂津市の災害時に備蓄しております乾パンと消毒液、それからアルファ化米等の備蓄用品を被災地のほうに物資として送付いたしましたために、それを今回補てんするものとしまして、従来の備蓄の量に戻すということで計上しております。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 境界確定につきましては、ご答弁にもありましたように、権利関係が非常に複雑であろうかと思っておりますので、慎重に対応していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

マニュアルにつきましては、半年ぐらいで完成が見込まれておるということでした。といいましても、やはりこれ、できてすぐ皆さん認識されるわけじゃなくて、配って読んでいただいて、そこから実際の行動計画等をつくっていかれることになると思いますので、その辺を踏まえて対応していただきたいなと思います。災害は、それこそあすにでもやってきま

すので、今回の東日本大震災も、実はもうその直前ぐらいに大きい津波の可能性が想定されておって、それを発表する直前であったというような報道もありますので、そういった点も踏まえながら対応をお願いしたいと思います。

1つ、私も大阪府の茨木市内の機関に問い合わせしたときに、そのときは大阪湾で津波が起こっても、中之島近辺で被害はとまるであろうというようなお答えでありました。その後東日本大震災が発生しましたので、それを踏まえた、皆さん対応にかかっておられると思うんですけれど、そういったいろんな、今回想定外という言葉がいろいろ飛んでおりますけれども、そういった点を踏まえながらマニュアル策定等に、市からも人材が出ていかれるという話もありましたので、よろしく申し上げます。

消耗品費につきましては、備蓄品を持っていったので、その分の補てんであるということでした。この備蓄品につきましては、震災直後に各ホームセンター、またデパート、スーパー等から水や乾パン、またアルファ化米は一瞬に消え去ったこともありますので、そういった今回の状況も踏まえながら、備蓄状況を適切に把握していただきたいと思っております。

○三好義治委員長 すべて意見でいいですね。

次、川端委員。

○川端福江委員 この避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成委託料のことにつきましてお伺いしたいと思います。

一般紙等にも報道されておりましたし、今るるいろんなお話を聞かせていただいて、大体のことはわかりました。私も今回、一般質問をさせていただくのに当たりまして被災者支援システムということで大変な作業がありますけれども、お願

いをしたいなと思っており、それも専門員がいたら経費がかからないと。いなくても状況に応じて20万円から50万円という、そういうふうなところから考えますと、今立派ないろいろなお話で、これから大阪府のガイドラインに基づいて避難経路等を今回考えるという、これからのスタートの分でありまして、市民の皆さんの安全のための伝達マニュアルの作成委託料でありますけど、460万円という、単純にそういうふうな金額を聞きますと、本当にそれこそ市民の命を守るための立派な、またそれが生きたものになるように、もうぜひともこれは質問というよりも、お願いをしておきたいという思いでいっぱいあります。

あと半年かかるということでありまして、できるだけやっぱりそんだけの期間が必要なんでしょうけど、1日も早くという思いがあります。もう本当にそういう災害、水害等はいつ起こるかもわからないという、そういう危機管理意識を持ちながら、そういった意味で、ぜひ生きた価値あるものとして、中身のあるものとしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○三好義治委員長 意見ですね。

ほかにありませんか。

上村委員。

○上村高義委員 今までの質疑の中でいろいろ答弁いただきまして、今回の補正の中身が大分わかったんですけども。私のほうからは、主要基金の残高の件と財政出動のあり方ということについて、私が今まで答弁を受けた中での感覚も含めて質問させていただきます。

基金につきましては平成22年度見込みが51億円を超えるという説明がありまして、昨年と比較しますと、昨年の平成21年度残高が50億6,000万

円ということで、約4,000万円上積みできたということで、これは黒字ですよ。平成22年度は一応黒字の財政運営ができたということでありまして、中期財政見通しで示しておりました平成22年度見込みが48億7,600万円ということでございましたので、その中期財政見通しの計画からすると、約2億2,400万円のプラスに転じたという結果が出そうだという説明がありました。そういった中で今回たばこ税として大阪府に9億6,690万5,000円を返すということでありまして、その一定額が15億5,500万円ぐらいだったということでした。これを2で割りますと、2分の1にしますと7億7,700万円程度が、本来の摂津市のたばこ税の数字だということでありまして、平成23年度はたばこ税が見込めてないんで予算上は7億8,000万円を計上しておりますけども。これからいくと平成22年度は黒字決算ができそうだけでも、平成23年度以降は見通しでは毎年12億円基金が減っていくという、12億円から13億円減っていく見通しを立たれておりますけども、我々は非常に財政が厳しい、5年もすれば、6年もすれば赤字団体に陥る可能性があるということで、基金は50億円あるんで、毎年12億円、13億円使うと4年で48億円、5年で60億円、あっという間に基金がゼロになりますよという危機感を持っておるわけですけども。

そういった中で今回財政の使い方として、文化ホールの修繕をされるということでありまして、本来これは財源手当てとして国の補助、大阪府の補助等々を得るために、宝くじ補助の使用の申請をしたけども結果的にはだめだったと。けれど修繕はやるんだということは、やはり

摂津市の財政が黒字だったんで、お金があるんでこの際しようかという受けとめ方をすることも可能なんです。そういったことについて、いや、そうじゃないんだということがあれば、ぜひ答弁してほしいし、その考え方について再度、全体的な財政状況から見て、今後の見通しも含めて、このことの位置づけと、そして考え方を一度お答え願いたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 上村委員の2点にわたるご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の主要基金の残高の状況でございますが、先ほども申し上げましたが、平成22年はまだ決算見込みの段階でございますが、実質60億8,000万円程度の主要基金、これを今回平成23年度の補正で9億7,000万円程度を返還いたしますので、先ほどもご答弁申し上げたとおり、51億円程度になり、若干のプラスになったのかなと。あと、この予算、当初予算あるいは補正予算を考えると、平成23年度の現在の予算ベースで申し上げますと、主要基金の残高は36億2,000万円になっております。一定、この差をとりますと14億8,000万円程度減になっておるのではないかと。このことなんです、我々といたしましては、この14億8,000万円、もちろん歳出予算が100%執行されませんので、執行に当たっていろんな方法で原課の皆さんにご不便をおかけしておるんですが、配当を留保いたすとか、そういう形で執行を抑制し、できる限り基金、50億円程度の基金は今後もまた温存してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

それと、先ほどの議論にもございました文化ホールの予算計上の問題でございますが、財政方といたしましては、当初

の予算要求を確認し、現場も確認し、そういう意味では当初予算に外壁については盛り込んでもいいという判断をいたしておりました。しかし、先ほども申し上げましたように、宝くじ関係の大阪府の補助申請がございますので、こんな言い方をしたらちょっとまずいかもわかりませんが、あわよくばもう少しこの申請に乗かって、まだまだ要求、まさに1億円程度の要求がございますが、その辺を何とか財源手当てしながらリカバーできないかというような判断もいたしまして、それで今回の補正に至ったということで、ご理解願いたいということでございます。

○三好義治委員長 上村委員。

○上村高義委員 主要基金の残高については、現実的には平成22年度はプラスに転じたということは、これは中身はきちり精査して、これは皆さんの頑張りの成果だろうと思うし、いろんな施策を展開する中で、いろんな改善をしながら経費削減、もしくは有効活用した結果がプラスに転じたのではないかなと思ってますので、そのことについては本当に感謝しております。ただ今後を見たときに、やはり毎年、さっき14億円ぐらいと言いましたけど、毎年14億円基金が減っていくと、あっという間に50億円なんかなくなるわけなんで、そういった面からすると、やはり財政を出動する場合には、やはりきちりと精査して、先ほどあわよくばというお話がありましたけども、本来はそんなリスクを背負いながらの財政出動はあり得ないんですよ、こういうときは。自転車操業しながら、借りる当てのない金を、ひょっとしたら借りられるかもしれないという、そのリスクを背負いながらの財政運営は市民にとって不幸なことになるんで、やはりそういうことを避けるためには、きちりした

財政手当てがついてからでないでないと財政出動しないということをきちり示していかないと、このことはやっぱり市職員に対してのモチベーションの問題にもつながっていきたくらうと思うんです。そういった意味で、貴重な税収を確保するいろんな施策もとっていく中で、使い方についてもそのことはきちり実践していてもそのことはきちり実践していてももらわないと、これからの見込みの数字が、本当にみんなの身になって感じられるかということが危惧されるんで、そういったことを慎重にぜひやっていただきたいというふうに思っています。

そういった観点から、今後もやっていただきたいと思っておりますし、我々が市民にこのことを説明するのに、我々も市民に対してきちり説明しやすいようなことでないと、議会と行政の間でただ単にやってるということじゃなくて、市民にきちりこのことを報告もできて、だから文化ホールをきれいにしました、これは皆さんの貴重な税金を使ってやらせていただきましたということが報告できないと、だめなんじゃないかなと思っておりますので、その辺のことを十分に考えてほしいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。要望にしておきます。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時59分 休憩)

(午前11時 1分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

議案第36号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 まず数点お尋ねしたいと思います。

今回、これまであった公の施設における暴力団排除の条例に、公共事業入札問題も含めて、全体としてまとめた条例として全面改正をやるということであります。そこで、昔、公の場である方がよく、摂津市はまちは小さいけれども暴力団の事務所が多いという話をちょこちょこされた記憶がありますが、大分最近は、日ごろそういう話は数としては少なくなっておりますけれども、行政側の認識として、暴力団の事務所等々を含めてどんな状況になっているのかという点について、お示しをいただきたい。そういうことでまずお尋ねしておきます。

条文について幾つかお尋ねします。1つは第3条で、基本理念のところでは暴力団事務所の存在を許さないというふうに書いてありますが、その他の条文との関係もありますけれども、許さないということをした場合に、警察だとか暴力団追放センターとかの関係団体だとかを含めて、いろいろタイアップしてやっていくだろうと思っておりますけれども、この暴力団の事務所の存在を許さないというために、ということが今回の条例上、またこれからの要綱だとか規則をつくるかもわかりませんが、まず第1点です。

それと、市の責務や市民等の責務や、市民等に対する支援等々いろいろ規定があります。要はなかなか公になってない部分もありますので、市民や事業所に対する徹底方、これをイメージとしてどうされようとしているのかと。暴力団追放10原則だとか、いろいろこれまで暴力追放運動推進センターとか警察も一緒になって、毎年いろんな取り組みをされて

きておりますけども、情報提供だとか、この条例が制定した場合に、市民の方々や事業所に対するどういう徹底を進めていくのかというところを、第5条、第6条を含めて、第7条もそうなんですか、第5条、第6条を説明いただければと思います。

第5条の市民等の責務で、市が実施をする暴力団の排除に関する施策というのがあります。これに協力するよう努めるとするということで文書化されてますけども、市が実施をする暴力団の排除に関する施策という、この施策の中身、イメージとしてどういうものをお考えなのかというのが3つ目であります。

公共事業との絡みで、いろいろ第7条から第8条、第9条で具体的に条文化されてますけども、わかりやすくちょっと説明をお願いしたいと。大体入札に参加する時点では、文書上の入札条件からしても、精査もし、入札に参加する業者を決定して、物事は動いていきますけども。具体的にどういう形で、この暴力団を、下請けも含めてですけども、これ書いてますけども、排除していくのかという点を、少し説明をいただきたいと思います。

最後に、施行期日を8月1日としています。今6月でありますけども、この一月間ちょっとで、どういうことを具体的にやろうとしているのか、そういう点ちょっと教えていただきたい。

○三好義治委員長 日垣課長。

○日垣総務課長 野口委員の1点目のご質問、摂津市の状況でございますが、まず大阪府内の状況から申し上げますと、平成23年5月末現在の暴力団の情勢でございますが、組織数といたしましては290組織、勢力数といたしましては8,700名となっております。そのうち摂津市におきましては組織数、事務所数

でございますが全くございません。勢力数といたしましては過去の在籍者を含めまして約150名、摂津警察のほうで把握されているということでお聞きしております。

2点目の事務所の存在を許さない、どのようなことで実現するかというご質問でございますが、まず事業者の方をお願いしたいことでございますが、行っておられます事業から暴力団を排除するための取り組みとしてでございますが、事業の健全性、適正性を確保するとともに、社会的責任を果たすことで必要でもございますので、次の点をお願いしたいと考えております。取引の相手方が暴力団でないことの確認、事業活動が暴力団に利益をもたらす効果とならないこと、暴力団からの不当な要求に適切な対応、暴力団排除活動に有益と思われる情報の市の提供などを事業者の皆さんをお願いしたいと考えております。

3点目の市の責務でございますが、市民生活や社会経済活動に悪影響を及ぼす反社会団体であることを認識し、暴力団を恐れぬこと、暴力団に利益を提供しないこと、暴力団を利用しないことを実践し、暴力団との不適切な交際を行わないようにし、また地域における暴力団排除活動に積極的に取り組むとともに、暴力団に関する情報を知った場合につきましては、摂津警察等への情報を提供したいと考えております。

施行期日につきましては、松方課長代理のほうから答弁させていただきます。

○三好義治委員長 松方課長代理。

○松方総務課長代理 前段のこの条例につきましては、基本理念ということで条例として掲げさせていただいております。2点目の暴力団事務所の存在につきましても、特に市営住宅、そういうもの

も想定させていただきながら、細かい部分について業者等についても検討していくということでございます。

ご質問の8月1日に施行ということでもありますけれども、申し上げましたとおり今回この条例を公布させていただいて、この2か月の期間に契約関係等細かい部分についての詰めを摂津警察、また大阪府警等と詰めながら稼働させていく。その期間を検討しながら8月1日の施行を考えておる次第です。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 4点目にご質問がございました公共工事関連に関してのご質問にお答えいたしたいと思えます。

この背景なんです、昨年7月に行政対象暴力連絡協議会というのがございまして、私どもは昨年の8月から契約約款に暴力団排除の条文を入れるということで、警察にもお示ししておったところなんです、その会議の中で、警察のほうから申されたのは、じゃあ摂津市さんはどないして暴力団を確認するんやということをおっしゃってまして、このためにはやはり警察の情報を得るすべが必要であるということで、そのとき大阪府の暴力団排除の条例の件に言及されてまして、摂津市においても暴力団排除の取り組みを先進的にやっておられるんですから、こういうことも含めて考えてみてはどうかというようなことが昨年ございました。

今年になりまして4月15日、摂津警察署、大阪府警本部が来られまして、これは正式に大阪府の条例が4月1日から施行しましたよと、摂津市が検討されておった、主に公共工事から暴力団を排除することによって資金源を断つんやと、ここが一番重要ですよというようなことも言及されておりましたので、我々としては、そのときには条例設置までは

ちょっと判断はできかねますので、財政課の立場で申し上げますと、暴力団の排除措置要綱については我々は取り組んでまいりますということをお願いしたところでございます。

今般、この条例ができ上がります、先ほどの施行期日にも関するんですが、この8月1日までに、今申し上げました暴力団排除措置要綱、これを公共工事を中心に要綱をこしらえます。それと同時に摂津警察署と大阪府警本部の刑事4課ですね、そこの課長と協定を結びながら情報のやりとりをし、それで暴力団として認定し、公共工事から入札の参加資格を停止したり、あるいは契約の解除または取り消しを行うと。そういう形の手続をこの8月までに詰めまして、実効性のある条例にしてまいりますというふうに考えております。

○三好義治委員長 野口委員。

○野口博委員 なかなかちょっとイメージがわからない部分もありますけれども、今最後に北野次長もおっしゃったように、今後、警察とも詰めていくという話であります。その経過を見たいと思えますけれども。最初に発言なさった、事務所はないけども150人いらっしゃるんですか。以前はうわさでは摂津市と茨木市の境目に、近畿の襲名披露式を司会で仕切る方が住んでおったという話も、もれ聞こえてきた時期もあったんですけども、あといろいろと建設工事をやっている社長クラスで、過去これもありましたし、そういうときもあったので、事務所もあるのかなと思ってお尋ねしたんですけども、わかりました。

それで1点だけ、公共工事に参加する事業所も市民も、協力はすると思うんですけども、だれが暴力団員なのかという判断ができないわけです。個人情報の問

題も当然ありますし。暴力団か暴力団員かというところを、市民なり公共施設の窓口で接する方々など、これに従って判断できる材料を持つとかなければ対応できませんので、そういうところをちょっと詰めていただいて、説明できるようにまたしておいてください。きょうは要望にしておきます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前 11 時 17 分 休憩)

(午前 11 時 18 分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、2点についてお伺いしたいと思います。

1つは、平成21年に公の施設における暴力団の排除に関する条例ができて、それこそ2年程度で今回の条例制定に至っておるわけですけれども、この2年間程度で、さきの公の施設における暴力団の排除に関する条例が、どの程度の運用状況であったのかと。存在そのものが運用状況というところもあるんですけども、その点について確認しておきたいのと、この中に先ほどもありました、事業者という表現があります。この事業者は、恐らく市内で事業を営んでおられる方すべてを指すと思うんですけども。その中には、やはり先ほどの工事関係であったりとか、また飲食関係であったりとか、いろんなものを指すかと思うんですけども。その認識でいいのか、以上2点、まず確認させていただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 公の施設から暴力団を排除する条例の運用状況ということでございます。これについては基本的に摂津市から暴力団を締め出すんやという抑止力になっておるのかなと。実際適用す

るケースはございませんでした。先ほどおっしゃった事業者、もちろん工事関係事業者も含めてですが、いわゆる暴力団に対して利益を供与する、いわゆるみかじめ料とか、そういうことについても、これは事業者はやってはならないよというようなことを設けておりますので、そういうことがございましたら、この条例では勧告ないし指導、そういう形を行うとしております。

あと情報なんですが、先ほども申し上げたように、個人情報でございますので、いわゆる警察署、それと府警本部、摂津市ときちっとした協定を結んだ上で、文書でもって照会し、文書でもって回答をいただくというような手続をとってまいりる要綱、あるいは協定書を8月1日までに作り上げるという所存でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○三好義治委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 2点お答えいただきまして理解いたしました。公の施設における暴力団の排除に関する条例は抑止力であったと。それはもちろんそうであろうと思っておりますし、また適用がなかったということは、その抑止力としての効果があったんでであろうというふうに確信をいたしております。

今回のこの暴力団排除条例も同じように実効性が担保されればなという中で、先ほど利益供与というお話がありました。いろんな事業者がいらっちゃって、個人でやっておられる方もあれば、もちろん従業員を雇って大人数でやっておられるところもあるかと思っております。その中ですと凶らずもといいますが、もう巧みに契約の相手方の、相手方の、さらにその奥、いろんな形で関係を持ってこようという可能性も考えられますので、そういった可能性もあるよということを、事業者の

皆さんにしっかりとお伝えできるような啓発の仕方を構築していただければと。先ほどは府警本部と基本的には文書でやりとりをするという、しっかりとした基礎をとっていかれるという方向性でありますので、市はこういった態度で臨むということですので、市内事業者の皆さんも、さまざまな環境を踏まえて対応を、また想定をされていきたいという方向性の啓発活動に取り組んでいただきますようお願いを申し上げます。

○三好義治委員長 川端委員。

○川端福江委員 今もありましたように、これはもう今回、大阪府が3月に制定して、今回可決すれば自治体では2例目ということで、常に先進を、先を行っている摂津市だなと思いますけれども。今回のこれですね、今、市民及び事業者に対してということ先ほども言われましたけど、啓発ですね。事業者に対してはどういった内容でされるのか、形でされるのかわかりませんが、市民の皆さんにも、ぜひ本当に暴力団を排除していくという、そういったことについての啓発徹底といいますか、周知徹底とか、そのことについてお答えいただきたいと思います。

○三好義治委員長 北野次長。

○北野総務部次長 財政課のほうで所管しております契約事務。入札参加資格申請でございますとか、登録という事務がございます。当然、工事等の告示等も掲示板にしておりますので、市役所では財政課を中心にそういう啓発をし、ホームページあるいは広報紙を通じて、市民に啓発してまいりたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時23分 休憩)

(午前11時25分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三好義治委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第30号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午前11時26分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三好義治

総務常任委員 村上英明